

★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★2016年3月11日☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★
★☆☆★☆☆★☆☆ ★！九段会計通信！！☆☆★☆☆★☆☆
☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★ http://www.kudan-tax.jp/ ★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★

◇九段会計通信 Vol.81のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
法人税の建物附属設備の償却方法について
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 東京経営者大学のご案内！
- 編集後記

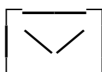
こんにちは！代表の高木です。

時より暖かい日の光が差し込む季節となりました。
同時に花粉の季節も到来しました。昨年も同じようなことを
言っていたような気がします。（笑）

突然ですが、みなさんは3月9日が何の日かご存知でしょうか。
語呂合わせ（サンキュー）でありがとうの日なのだそうす。
普段、恥ずかしいからなどの理由で感謝を言葉にしている方も、
この機会に言葉にして伝えてみるのもいいのではないのでしょうか。

それでは今月のメルマガをお送り致します。
宜しく願い致します！

代表・税理士 高木 功治



◇ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

～法人税の建物附属設備の償却方法について～

平成28年度の税制改正において、法人が平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備につ
いて、
償却方法が「定額法」に一本化される見通しです。

従来、法人が取得した建物附属設備については、「定額法」と「定率法」の両方が選択で
き、
届出を何も出していない場合には、「定率法」により償却を行っていました。
現在(3月11日時点)の国会で審議中ですが、平成28年度の税制改正で、
その建物附属設備の償却方法を「定額法」に一本化する法案が提出されています。
その法案が通過すると、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備については、
「定額法」で償却しなければならなくなります。

1. 「定額法」と「定率法」の違いについて

定額法……資産の取得価額を、毎年均等に、経費に計上していく方法です。

定率法……資産の取得価額を、耐用年数の期間の前半に大きく計上し、

後半に少なく計上する方法です。

※耐用年数の期間トータルで見た場合、どちらの方法でも減価償却費の合計額は変わりま

せんが、
短期的には、定率法の方が減価償却費を大きくする効果があります。

2. 建物附属設備とは

建物附属設備は、建物に附属して機能する工作物を言います。
具体的には、次のようなものがあります。

- (1) 電気設備 …… 建物内の蓄電、配電に係わる設備
- (2) 給排水・衛生・ガス設備 …… 建物内の配管などの設備
- (3) 冷暖房設備 …… 建物内の空調などの設備
- (4) 昇降機設備 …… エレベーター
- (5) 消火、排煙、災害報知設備 …… 建物内の火災報知器などの設備

上記の資産については、今年の4月以後に取得をした場合には、償却方法が「定額法」に一本化されてしまう可能性があります。
上記の資産の取得や改良をお考えで、お早目の減価償却をご希望の方は、今年の3月末までに、これらの取得をし、事業用資産としてお使いになる事をご検討下さい。

ご質問等不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

「アイディアの秘訣は執念である」

- 湯川 秀樹 (日本 ノーベル物理学賞受賞者) -

良いアイデア、斬新なアイデア、革命的なアイデアなど仕事において誰もが悩み、なかなか生み出せないものです。
しかし、アイデアというのはある日突然やってくる時もあります。
苦しくても考えることを止めず、執念があれば思い浮かぶものなのではないでしょうか。

私も、悩んでいる時こそ執念深く悩み考えてアイデアを出していきたいと思います。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

第4期生が1月28日よりスタートしました！

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた

コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、顧問させていただいている私たちの立場から、継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：遠藤 洋輔



≡ ■ 編集後記

今年は暖冬と言われていたものの、2月に入り、3月近くになっても寒い日が続きました。その結果、インフルエンザやノロウィルスがこの時期に集中して流行してしまい、加えて花粉症の方は本当に大変だと思います。毎年この時期は、抵抗力の弱いお子さんやお年寄りがいらっしゃる方は特に神経を使われると思います。

腸を整えると免疫力が上がり、花粉症にもいいということで、ヨーグルトを食べるようにしました。最後は病は気から！気力で乗り切りたいと思います！

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！

現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象にお送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。
info@kudan-tax.jp

★★★★★★★★★★★★九段会計事務所★★★★★★★★★★
★★★★★★★★★★★★密・着・革・命！★★★★★★★★★★

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp